

人事委員会規則七―一（管理職員特別勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月二十八日

秋田県人事委員会委員長 西野 三紀子

人事委員会規則七―一（管理職員特別勤務手当）の一部を改正する規則
人事委員会規則七―一（管理職員特別勤務手当）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

（管理職員特別勤務手当の額等）

第二条 条例第十八条の二第三項の規則で定める勤務は、同条第一項の勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。

（管理職員特別勤務手当の額等）

第二条 条例第十八条の二第三項第一号の規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる職員以外の管理監督職員（条例第九条第一項に規定する職員をいう。以下 同。） 次に掲げる当該職員の占める職に係る規則七―三（管理職手当）第二条の規定による管理職手当の区分（以下 「管理職手当の区分」という。）に応じ、それぞれ次に定める額

イ 略

二 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第一号）第十三条の規定により採用された職員（以下 「

一定年前再任用短時間勤務職員」という。）である管理監督職員 次に掲げる当該管理監督職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 略

三 任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員（次項第三号において「特定任期付職員」という。） 次に掲

第三条 条例第十八条の二第三項第一号の規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる職員以外の管理監督職員（条例第九条第一項に規定する職員をいう。同号及び次項において同じ。） 次に掲げる当該職員の占める職に係る規則七―三（管理職手当）第二条の規定による管理職手当の区分（同号及び同項において「管理職手当の区分」という。）に応じ、それぞれ次に定める額

イ 略

二 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第一号）第十三条の規定により採用された職員（次項第二号において「一定年前再任用短時間勤務職員」という。）である管理監督職員 次に掲げる当該管理監督職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 略

三 任期付職員条例第二条第一項の規定により採用された職員（次項第三号において「特定任期付職員」という。） 次に掲

げる当該職員が受ける任期付職員条例第七条第一項の給料表の号給又は同条第三項（職員の育児休業等に関する条例（平成四年秋田県条例第六号）第十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次項第三号において同じ。）の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六号給及び七号給並びに任期付職員条例第七条第三項

規定による給料月額 一万二千元

ロ 二 略

四 任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第五条第一項の給料表の号給又は同条第四項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 二 略

2 条例第十八条の二第三項第二号の規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる職員以外の管理監督職員 次に掲げる当該管理監督職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一種 六千元

ロ 二種 五千元

ハ 三種 四千元

ニ 四種、五種及び六種（人事委員会が定める職に限る。）

三千円

ホ 六種（人事委員会が定める職を除く。）及び七種 二千元

二 定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員 次に掲げる当該管理監督職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一種 五千五百円

げる当該職員が受ける任期付職員条例第七条第一項の給料表の号給又は

給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六号給及び七号給並びに任期付職員条例第七条第三項（職員の育児休業等に関する条例（平成四年秋田県条例第六号）第十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による給料月額 一万二千元

ロ 二 略

四 任期付研究員条例第三条第一号の規定により採用された職員次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第五条第一項の給料表の号給又は 給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 二 略

2 条例第十八条の二第三項第一号の規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。

ロ 二種 四千五百円

ハ 三種 三千五百円

ニ 四種、五種及び六種（人事委員会が定める職に限る。）
二千五百円

ホ 六種（人事委員会が定める職を除く。）及び七種 千五百円

三 特定任期付職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第七条第一項の給料表の号給又は同条第三項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六号給及び七号給並びに任期付職員条例第七条第三項の規定による給料月額 六千円

ロ 五号給 五千円

ハ 二号給から四号給まで 四千円

ニ 一号給 三千円

四 任期付職員条例第三条第一号の規定により採用された職員次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第五条第一項の給料表の号給又は同条第四項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六号給及び任期付職員条例第五条第四項の規定による給料月額 六千円

ロ 四号給及び五号給 五千円

ハ 二号給及び三号給 四千円

ニ 一号給 三千円

第四条 次に掲げる場合には、条例第十八条の二第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第二項の勤務は、同条第一項の勤務とみなす。

一 条例第十八条の二第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした場合

二 条例第十八条の二第二項の勤務をした後、引き続いて同条第

第三条 条例第十八条の二第三項第二号の規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる職員以外の管理監督職員 次に掲げる当該管理監督職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一種 六千円

一項の勤務をした場合

第五条・第六条 略

附則

1 略

2 条例附則第四項の規定の適用を受ける職員に対する第三条

の規定の適用については、当分の間、同条第一項第一号及び同条第二項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

ロ 二種 五千円

ハ 三種 四千元

ニ 四種、五種及び六種（人事委員会が定める職に限る。）

三千円

ホ 六種（人事委員会が定める職を除く。）及び七種 二千元

二 定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員 次に掲げる当該管理監督職員の占める職に係る管理職手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一種 五千五百円

ロ 二種 四千五百円

ハ 三種 三千五百円

ニ 四種、五種及び六種（人事委員会が定める職に限る。）

二千五百円

ホ 六種（人事委員会が定める職を除く。）及び七種 千五百円

2 条例第十八条の二第一項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

第四条・第五条 略

附則

1 略

2 条例附則第四項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第一

項及び第三条第一項の規定の適用については、当分の間、第二項第一号及び第三号第一項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
(人事委員会規則七―一一(管理職員特別勤務手当)の一部を改正する規則の一部改正)
- 2 人事委員会規則七―一一(管理職員特別勤務手当)の一部を改正する規則(令和五年三月二十四日公布)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">1 略</p> <p>2 暫定再任用職員(職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年秋田県条例第三十一号)附則第十三項に規定する暫定再任用職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員(職員の定年等に関する条例(昭和五十九年秋田県条例第一号)第十三条の規定により採用された職員をいう。)とみなして、この規則による改正後の規則七―一一(管理職員特別勤務手当) <u>第三条</u>の規定を適用する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">1 略</p> <p>2 暫定再任用職員(職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年秋田県条例第三十一号)附則第十三項に規定する暫定再任用職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員(職員の定年等に関する条例(昭和五十九年秋田県条例第一号)第十三条の規定により採用された職員をいう。)とみなして、この規則による改正後の規則七―一一(管理職員特別勤務手当) <u>第二</u><u>条</u><u>第一</u><u>項</u>及び<u>第三</u><u>条</u><u>第一</u><u>項</u>の規定を適用する。</p>